

(案)

令和2年10月7日

福岡地方最低賃金審議会
会長 有田 謙司 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会

部会長 丸谷 浩介

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和2年8月18日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた
結果、全会一致で別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間976円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、
製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員
名簿

(五十音順)

種別	氏 名	現 職
公益代表委員	恒川 元志 つねかわ もとし	弁護士
	○ 鶴 利絵 つる りえ	弁護士
	◎ 丸谷 浩介 まるたに こうすけ	九州大学大学院法学研究院 教授
労働者代表委員	石橋 浩一 いしばし こういち	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	野中 篤志 のなか あつし	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	波多野 秀忠 はたの ひでただ	吉川工業労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	有馬 紀顕 ありま のりあき	福岡県経営者協会 専務理事
	坂本 直記 さかもと なおき	吉川工業株式会社 人事部 人事室長
	志賀 健一 しが けんいち	濱田重工株式会社 人事部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。



福岡最賃審第476号

令和2年10月7日

福岡労働局長

藤枝茂殿

福岡地方最低賃金審議会

会長有田謙司

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答
申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間976円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日